

執筆者:

E-mail [川本 周](#)E-mail [ハドソン・ハミルトン](#)E-mail [勝又 惇哉](#)

1 はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下「再エネ海域利用法」という。)による洋上風力発電事業の公募手続が 2022 年 12 月 28 日に開始された。公募の対象となった促進区域は、秋田県八峰町及び能代市沖(以下「八峰能代」という。)、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖(以下「男鹿潟上秋田」という。)、新潟県村上市及び胎内市沖(以下「村上胎内」という。)並びに長崎県西海市江島沖(以下「西海」という。)の 4 海域である。2021 年に落札事業者が決定した促進区域の公募手続が「第 1 ラウンド」と呼称されており、それに引き続く今回の公募手続は「第 2 ラウンド」と呼称されている。

再エネ海域利用法における洋上風力発電の公募は、公募参加者が入札した供給価格による評価 120 点と、事業実現性という定性的な評価 120 点の合計 240 点で選定者が決まるという仕組みがとられている。このように、価格と事業実現性を 1 対 1 で組み合わせて評価するという枠組みは第 1 ラウンドから変わっていない。しかし、第 1 ラウンドの公募結果を踏まえ、特に事業実現性評価を中心に見直しが行われ、公募手続に関するガイドラインである「一般海域における占用公募制度の運用指針」(以下「運用指針」という。)が 2022 年 10 月に改訂された。かかる運用指針の改訂を踏まえ、第 2 ラウンドの公募占用指針は、第 1 ラウンドのそれと比較して大幅な変更が加わっている。

本稿では、第 2 ラウンドの洋上風力公募手続における変更に関して、公募参加者の観点から重要な点を中心に取り上げる。

2 第 1 ラウンドからの主な変更点

(1) 事業実現性評価の点数補正

第 2 ラウンドの公募においては、事業実現性評価の合計点について点数補正の制度が導入される。

事業実現性評価は、これまで 120 満点のうち、各評価項目における点数の合計点がそのまま評価点とされていた。改訂版の運用指針では、促進区域毎に、最高の評価点を受けた公募参加者の評価点が満点(120 点)となるよう以下の方法による補正がなされ、第 2 ラウンドの公募占用指針にも反映されている。

$$\text{事業実現性評価点} = (\text{提案者の評価点} / \text{同一の促進区域における公募参加者の最高評価点}) \times (\text{満点【120 点】})$$

再エネ海域利用法の占用公募制度においては、入札による供給価格と公募占用計画の事業実現性がそれぞれ 120 点満点、合計 240 点満点で評価されることから、前者の供給価格については最高評価点者が必ず満点(120 点)となることから、後者の事業実現性評価についてもこれと同様に、最高評価点者が必ず満点(120 点)となるよう補正するものである。従前のルールでは事業実現性の評価で満点を獲得し難く、また事業実現性の評価結果に公募参加者間で差異が生じにくかったことを踏まえ、事業実現性評価をより重視する方向で評価方法が制度が変更されたものである。

(2) 事業実現性評価の配点変更・迅速性評価の導入

運用指針の改訂により、事業実現性評価の具体的な内容も変更された。事業実現性評価(120 点満点)が、①事業実施能力 80 点満点と、②地域との調整、地域経済等への波及効果 40 点満点とに大きく分けられる枠組みは変わらないが、①事業実施能力

の評価については評価項目が変更され、「事業計画の迅速性」20点、「事業計画の基盤面」20点(うち、「事業実施体制・実績」10点、「資金・収支計画」10点)、「事業計画の実行面」20点(うち、「運転開始までの事業計画」15点、「運転開始以降の事業計画」5点)、「電力安定供給」20点という項目及び点数配分となった。

これらのうち、「事業計画の迅速性」が独立の評価項目として20点分の配点が割り振られたことが特に重要な変更点である。改訂版の運用指針と第2ラウンドの公募占用指針に示された、事業計画の迅速性評価の仕組みは、①運転開始予定時期に基づく「基礎となる評価点」を素点としつつ、②「重み付け」を行うというものである。

①まず、公募参加者が公募占用計画において定めた運転開始時期に応じて「基礎となる評価点」が0点から20点の間で定まる。運転開始時期が、八峰能代と男鹿潟上秋田の2区域の場合は2027年6月30日まで、村上胎内の場合は2029年6月30日まで、西海の場合は2028年8月31日までであれば、基礎となる評価点は満点の20点となる。公募占用計画上の運転開始時期が上記の時期から1年遅れる毎に、基礎となる評価点は段階的に減少し、運転開始時期が2031年4月1日以降となる場合、基礎となる評価点は0点とされる。

②次に、上記①により定まった「基礎となる評価点」に、「事業計画の基盤面」及び「事業計画の実行面」の評価点に対する比率(各20点、合計40点満点に対する比率)を乗じる方法で「重みづけ」がなされる。例えば、運転開始予定日が最高評価となる時点より少し遅く15点の基礎評価点となった公募参加者が、事業計画の基盤面・実行面の評価点で40点中28点を得ていた場合、最終的な迅速性評価の点数は、基礎評価点15点に $28/40=0.7$ を乗じて10.5点となる。

このほか、事業実現性評価の個別の評価項目の内容や配点も第1ラウンドからは刷新されている。

また、これら事業実現性評価の採点方法については、第1ラウンドでは失格を含めて5段階評価としていたが、改訂後の運用指針では、失格を除いて5段階の評価することとされた。すなわち、各項目が、トップランナーを満点として、トップランナー(100%)、優れている(75%)、ミドルランナー(50%)、良好(25%)、最低限必要なレベル(0%)、または失格として、より細かく採点されることとなった。

(3) FIP制度の適用

第2ラウンドの公募の重要な変更点として、FIT制度ではなくFIP(Feed-in Premium)制度が適用される点が挙げられる¹。

FIP制度についての説明は本稿では省略するが、FIP制度の下では発電事業者が自ら市場取引や相対取引によって電気の売買取引をアレンジする必要があるため、入札準備における事業者の負担の面で大きな変更となっている。

また、FIT発電事業の再エネ価値に関しては、FIT非化石証書の取引に事業者は関与しない(広域機関が再エネ価値取引市場を通じて売却する。)のに対し、FIP制度の下では、発電された電力の再エネ価値について、発電事業者が電力と併せて非化石証書も自ら売却する必要がある。そのため、第2ラウンドの公募に参加する事業者は、競争力ある入札価格を実現するため、洋上風力発電所で発電される電力だけでなく、これに付随する環境価値も含めて、その売却取引について工夫する必要がある(たとえば、特定の需要家に対して洋上風力発電所の電気を供給するコーポレートPPA取引や、実際の電気の供給は行わず環境価値のみを取引するバーチャルPPA取引もその選択肢となる。)

なお、FIP制度を前提とする公募では、公募参加者はFIP価格(基準価格)を提案することとなるが、提案されたFIP価格が常に市場価格以下となる水準であれば、FIPのプレミアムは(バランシングコスト相当分以外に)発生しないこととなる。そのため、改訂版の運用指針において、提案されたFIP価格が市場価格を十分に下回る一定価格(ゼロプレミアム水準²)以下の場合、供給価格点評価では一律に満点(120点)とすることとなった。第2ラウンドでは、3円/kWhがゼロプレミアム水準とされている。

FIP期間は原則20年であるが、公募参加者が自ら設定した事業開始日が運転開始期限となる取扱いになっており、実際の運

¹ 第2ラウンドの促進区域のうち、八峰町・能代市沖についてはいったんFIT制度を前提として公募が開始され、その後延期されていたが、その後の調達価格等算定委員会(第80回)の議論において、同区域についてもFIP制度を適用するものとされた。

² 改訂版運用指針のパブリックコメント開始の時点では「最高評価点価格」という名称で呼ばれていたが、誤解を避けるため「ゼロプレミアム水準」という用語が用いられることとなった。

転開始が当該運転開始日から遅れた場合は、遅れた分 FIP 期間が短縮される。但し、他の促進区域における選定事業者等³や港湾区域内で洋上風力発電事業を実施する者との間で基地港湾の使用期間に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長が認められる。なお、これらの運転開始期限日に関する取扱いは、第 1 ラウンドにおける取扱いと同様である。

なお、公募参加者が入札する FIP 価格(供給価格)の上限額は、西海については 29 円/kWh、その他の区域については 19 円/kWh である。西海は岩盤地盤でありジャケット式の設置の形態・施工法が見込まれるため、モノパイル式が見込まれる他の 3 区域とは異なる供給価格上限額が設定された。

(4) 保証金(迅速性評価の関係で没収要件追加)

第 2 ラウンドにおいても、第 1 ラウンドと同様、当該公募参加者の当該公募に係る洋上風力発電所の出力を基準に、第 1 次保証金として公募参加時に 500 円/kW、第 2 次保証金として選定から 8 週間以内に 5,000 円/kW、第 3 次保証金として選定から 24 か月以内に 13,000 円/kW の保証金の提供が必要である。

保証金没収期限も第 1 ラウンドと基本的に同様であるが、前記(2)のとおり、事業計画の迅速性が評価されることとなった関係で、第 2 次保証金及び第 3 次保証金については、迅速性評価点下がってしまう日までに運転開始(市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始することをいう。)しなかったことが保証金没収事由に追加された⁴。但し、「激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合」は除かれる。激甚災害・武力行使の直接被害については、第 1 ラウンドでも第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除事由とされていたが、迅速性評価点下がる日を超える運転開始遅延という新たな没収事由との関係では、「その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合」⁵という免除事由が追加された。もっとも、この例外規定については限定的な取扱いであるべきとの考えの下、「選定事業者の自己の過失によらないものであること」かつ「当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が滞りなく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること」という要件を満たす必要がある⁶。

(5) 基地港湾利用重複による選定調整

秋田港・能代港が基地港湾となる八峰能代と男鹿潟上秋田の促進区域については、基地港湾の利用重複が生じ得るため、選定調整の仕組みが盛り込まれた。

これらの促進区域で評価点 1 位を獲得した公募占用計画において、基地港湾(秋田港・能代港)の利用期間が重複している場合、各区域について評価点 1 位となった公募占用計画のうち、同じ区域の「次点」の公募占用計画との間で、より大きな点差を付けた方の区域(甲区域)の評価点 1 位の公募参加者が選定される。但し、ここでいう「次点」は、他方の区域(乙区域)の評価点 1 位の公募占用計画との間で、基地港湾の利用期間が重複しない公募占用計画の中でもっとも評価点の高かった計画が次点として扱われる⁷。

「次点」との評価点差が小さい方の区域(乙区域)において評価点 1 位であった公募占用計画の提出者は、基地港湾の利用時期

³ 港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第 37 条第 1 項に基づく許可を受けた者との間も含まれる。

⁴ 運転開始予定日をより早く設定した場合のメリットが、選定後の遅延によるデメリットを上回る場合、予め遅延することが分かっているながら、早めの運転開始予定日を提案するおそれがあることから、ディスインセンティブやペナルティの一つとして追加されたものである。

⁵ 「その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合」については、「運転開始の遅延が、許認可プロセスや設計、資機材等の調達、建設、地域調整等に関する様々なリスクがあり、リスクの特定や未然防止策、リスク顕在化時の対応を最大限適切に検討し対応を講じたとしても、選定事業者側では完全にコントロールすることが不能な他律的な要因により避けられない場合が想定されることを念頭においたもの」との説明がなされている(調達価格等算定委員会(第 80 回)資料 1 の 23 頁)。

⁶ 具体的な該当等については、選定事業者からの申出があった場合に、第三者委員会における審議を踏まえて、経済産業大臣及び国土交通大臣が決定し、また、該当等の判断や理由等については、事後的に公開することとされた。調達価格等算定委員会(第 80 回)資料 1 の 23 頁参照。

⁷ 評価点差が同点であった場合は、系統容量のより大きい八峰・能代沖の選定が優先される。

を変更した公募占用計画を再度作成して提出する機会が与えられる。再提出後の公募占用計画の評価点が、(1)乙区域の「次点」であった公募占用計画の評価点以上であれば、当該再提出された公募占用計画が選定され、逆に(2)乙区域の「次点」であった公募占用計画の評価点に満たない場合(再提出がなされたなかった場合を含む。)は、当該「次点」の公募占用計画が選定される。

なお、後記(6)に述べるとおり、第 2 ラウンドでは落札制限が導入されているが、適用の順序としては、上記のとおり八峰能代と男鹿潟上秋田の間で基地港湾の利用時期を踏まえた選定を行った後で、最後に後記の落札制限が適用されるという順番になる。そのため、八峰能代と男鹿潟上秋田の基地港湾の利用時期の重複に伴い公募占用計画の再提出・再評価が行われる場合、落札制限との関係で、村上胎内と西海の事業者選定時期も影響を受け得る。

(6) 落札制限

改訂版の運用指針では、同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、公募参加者一人あたりの落札数の制限を実施することが明記された⁸。これを踏まえ、第 2 ラウンドでは、4 つの促進区域全てが落札制限の対象とされている⁹。

具体的には、「同一の公募参加者」が落札した促進区域が複数ある場合、次点の公募参加者の評価点との点差が大きい順に促進区域を割り当てるものとし、容量(系統容量または発電設備容量のうちいずれか小さい方)を順に合計して 1GW 以上となるまで割当て、1GW 以上となった時点で落札上限に達したと判断して、残る応札海域の応札提案無効となる。

公募参加者の同一性は、共通するコンソーシアム・SPC の共通する構成員¹⁰の合計議決権比率が 1/2 超である場合に同一性があると判断される¹¹。

なお、秋田港・能代港が基地港湾となる八峰能代と男鹿潟上秋田の促進区域については、上記(5)のとおり基地港湾の利用重複に伴う選定調整の仕組みがあり、落札制限との関係でも、他方の区域の評価点 1 位の公募占用計画との間で基地港湾の利用重複が生じない公募占用計画のうち評価点が次点となるものとの点差が、促進区域の割当て順序の決定に用いられる。

なお、落札制限が導入された関係で、公募期間中の「他の公募参加者」との情報遮断は、同一海域だけでなく、同一ラウンドの全ての海域の公募参加者との間で必要となる¹²。

3 おわりに

本稿では第 2 ラウンドの洋上風力発電公募における変更点を取り上げたが、洋上風力発電の公募制度だけでなく、FIP 制度、非化石証書による環境価値取引など、関連する制度についても複雑かつ頻繁な変更が続いている。洋上風力発電事業においては、公募手続を含む関連する制度について最新かつ正確な理解が重要である。本稿が洋上風力発電に携わる関係者の理解を深める一助となれば幸いである。

⁸ 運用指針 12 頁。

⁹ なお、改訂版の運用指針によると、落札の制限は、「あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施する」こと、及び「同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する」という方針が規定されている。2023 年度に実施されることが見込まれる第 3 ラウンドに関しては、区域の合計系統容量が 1GW を大きく超える場合は、第 2 ラウンドの公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討するとの考え方が、運用指針改訂時のパブコメ回答にて示されている(2 番)。

¹⁰ 会社法で親子会社と定義される構成員は同一の構成員として判断される。また、コンソーシアム・SPC の構成員に SPC がいる場合、当該構成員たる SPC の構成員を含めて判断する(公募占用指針 125 頁)。

¹¹ コンソーシアム α と β が同一、 β と γ が同一と判断される場合、 α と γ を(間接的に)同一とみなすことはない(公募占用指針パブコメ 950 番回答参照)。

¹² 公募占用指針パブコメ 1021 番回答参照。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 